

精米についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う精米についての検査方法を規定する。

2 引用規格等

次に掲げる引用規格等は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。

JAS 0017 精米

精米についての取扱業者の認証の技術的基準（令和 3 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2078 号）

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0017 による。

4 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 1) 検査は抽出して行う。
- 2) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、**箇条 5**に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、**箇条 6**に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 並み検査

5.1.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の 1 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に**表 1**の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数（一容器又は一包装の内容容量が 200 g に満たないものにあつては、当該内容容量が 200 g 以上となる最小の個数となるように選ぶものとする。以下同じ。）を抽出する。

表 1—検査の抽出個数

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）
1 000 以下	2
1 001～5 000 以下	3
5 001 以上	5

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.1の規定によって抽出した試料ごとにJAS0017に基づいて検査を行い、その結果、JAS0017に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表2の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のもを合格に格付する。

表2—検査の合格判定個数

抽出個数 (個)	合格判定個数 (個)
2	0
3	1
5	1

5.2 並み検査からきつい検査への移行

5.1に定めるところによって検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続5回の検査における不良品の総個数が3個以上となったときは、それ以後の検査は、5.4に定めるところによるものとする。

5.3 並み検査から緩い検査への移行

5.1に定めるところによって検査を行った結果、連続した10回の検査において不良品がないときは、それ以後の検査は、5.7に定めるところによるものとする。

5.4 きつい検査

5.4.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表3の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数を抽出する。

表3—検査の抽出個数

検査荷口の大きさ (個)	抽出個数 (個)
1000以下	3
1001~5000以下	5
5001以上	8

5.4.2 検査に係る格付の基準

5.4.1の規定によって抽出した試料ごとにJAS0017に基づいて検査を行い、その結果、JAS0017に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表4の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のもを合格に格付する。

表4—検査の合格判定個数

抽出個数 (個)	合格判定個数 (個)
3	0
5	1
8	1

5.5 きつい検査から並み検査への移行

5.4に定めるところによって検査を行った結果、連続して5回合格したときは、それ以後の検査は、5.1に定めるところによるものとする。

5.6 検査の中止

5.4により検査を行った結果、累計で5回不合格となったときは、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開するときは、5.4に定めるところによるものから行うものとする。

5.7 緩い検査方法

5.7.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる精米の30日以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に表5の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる個数を抽出する。

表5—検査の抽出個数

検査荷口の大きさ (個)	抽出個数 (個)
35 000 以下	2
35 001 以上	3

5.7.2 検査に係る格付の基準

5.7.1の規定によって抽出した試料ごとにJAS 0017に基づいて検査を行い、その結果、JAS 0017に定める品質の基準に適合しないものを不良品とし、その不良品の数が、表6の左欄に掲げる抽出個数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格判定個数以下であるときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

表6—検査の合格判定個数

抽出個数 (個)	合格判定個数 (個)
2	0
3	0

5.8 緩い検査から並み検査への移行

5.7に定めるところによって検査を行った結果、不合格となったときは、それ以後の検査は、5.1に定めるところによるものとする。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合

原料玄米及び製造条件が同一と認められる原則として1日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程（精米についての取扱業者の認証の技術的基準の4.2.2 b)に規定する内部規程をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口のもを合格に格付する。